

2015 年度事業報告書

公益社団法人日本複製権センター

1. 概況

公益社団法人日本複製権センター（以下、JRRC という）は、書籍、新聞、雑誌、学会誌等の著作物の複写等に係る権利の擁護と複写利用の円滑化を目的として、1991 年に日本複写権センターとして設立されて以来、著作者、出版者、学術団体、新聞社等の権利者から著作物の複写利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、著作権等管理事業者として管理著作物の複写利用許諾業務を行ってきた。

また、2012 年には公益社団法人化し、法人名も日本複製権センターに変更したことにより、公益的かつ複製権を視野に入れた活動を行ってきた。

2015 年度は、これまでの 2 年間にわたる使用料暫定期間が終了し、新使用料が 4 月 1 日から適用開始となったことから、契約者に対する周知をより徹底し、新使用料についての理解を得られるよう努力した他、様々のサービス向上施策を実施した。

また、各種契約促進・啓発活動を通して新規契約者の加入促進を図り、公益社団法人として公益性を重視した事業活動を行った。

2. 委託管理事業管理状況（2016 年 3 月 31 日現在）

(1)管理出版物数/管理著作物数

各構成団体より委託されている出版物数/著作物数は、以下のとおりである。

- ① 「一般社団法人学術著作権協会」 定期刊行物 1,841 タイトル、単行本 1,923 点
- ② 「一般社団法人出版者著作権管理機構」 定期刊行物 1,122 タイトル単行本 53,690 点
①②の定期刊行物を国立国会図書館データと照合結果、委託著作物数は 230 万論文/記事
- ③ 「新聞著作権協議会」：69 社、96 紙
- ④ 「著作者団体連合」：合計 14,534 名の著作者による全著作物
(著作者名を国立国会図書館データと照合結果、委託著作物数は約 20 万点)

(2)契約者数

契約件数 2,562 件(前年比+1 件)

グループ企業を含めた利用者数は 6,130 者(前年比+77 者)

(3)使用料収入

使用料収入額は 381,354,682 円 (2014 年度 291,838,476 円)

(4)分配額

2015 年 9 月に分配した 2014 年度収入に対する分配額は 205,784,554 円

(2014 年 9 月分配額 191,917,006 円)

3. 2015 年度取り組み内容について

2015 年度に JRRC が実施した事業計画に対する取り組み内容は、以下のとおりである。

<重点事業>

1. 電子ファイル化許諾実現への取り組み

2015 年度は、電子ファイル化許諾を開始した出版者著作権管理機構及び学術著作権協会の許諾内容の研究・分析を行い、JRRC としての許諾内容について検討を行った。

2. 多様な権利者からの権利受託の促進

2015年度は、公益社団法人としての公益性を促進するために、正会員団体以外の権利者から複写等の権利を受託する「個別受託制度」の実現に向けて検討を行った。
この結果、2016年4月1日から新たに「個別受託制度」を実施することとした。
3月28日には第一回の個別受託説明会を開催し、順次事業開始に向けての準備を行った。

3. 国際化への取り組み

2015年度は、積極的に文化庁国際課との協力・連携活動を実施した他、海外RRO(Reproduction Rights Organization)との双務協定締結に向け、学著協との連携を前提とした海外事業について検討を行った。

4. 利用者に対する情報提供の充実とより簡便な契約締結に向けた周知の充実

2015年度は、利用者に対してタイムリーな情報提供を行うために、メールマガジンの配信回数を月1回から3回に増加し、情報告知の伝達効率を上げるとともに、JRRCの利用者に対する積極的な告知活動を行った。
また、各会員団体の横断的な許諾契約促進のためのポータルサイト構想の検討を進めた他ホームページを改良して契約者にとり、オンラインでの契約入力作業が簡単に進められるようレイアウトを再編成した。

5. 顧客サービスの充実

2015年度は、顧客サービスの一環として年2回の著作権セミナー、毎月3回配信のメールマガジン、利用企業・団体を対象にした無料講師派遣事業に加えてJRRC企業・団体のための著作権基礎講座を新たに隔月開催し、講義と合わせて参加者との双方向による質疑、意見交換及び情報提供を行う場を設定して利用者・一般との積極的な交流を図った。
また、小冊子「実務者のためのコラム集Ⅱ」を発行し、契約者及び関係者に寄贈した他、著作権セミナー等各種行事参加者に対し配布した。

<経常事業>

I 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

2015年度における複写使用料徴収額は381,354,682円となり、当初予算380,000,000円に対して1,354,682円の増収となった。

2. 実態調査方法の改善・検討

2015年度実態調査においては、特定業種に偏りがないう業種間バランスを考慮した他社内コピー量確保のため、一定規模以上の企業・団体を対象とした。
また、前回多く見られた1者あたりコピー機1台の調査を避けるため、少なくとも1者あたりコピー機3台以上の実態調査となるよう実施対象企業・団体に要請を行った。
更に、一定の収集データ量を確保するため、実施対象企業・団体数を100者以上となるよう調整した結果、最終的に調査実施企業・団体は110者となった。
一方、実態調査方法そのものについても検討を行い、今後コピー機に設置されているハードディスク等の媒体を利用した調査方法の研究・導入を含め、より正確で利用者にとっても負担の少ない実態調査方法の実現に向け、検討を続けることとした。

3. 複写使用料の分配

2014 年度に徴収した使用料総額 291,838,476 円から業務手数料を控除した 205,784,554 円を、2015 年 9 月末に各権利者団体に分配した。

各権利者団体への分配額は以下のとおりである。

著作者団体連合	56,354,784 円
学術著作権協会	45,869,112 円
出版者著作権管理機構	31,174,934 円
新聞著作権協議会	72,385,610 円

II 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓発活動

(1)JRRC の自主事業

①JRRC 主催の著作権セミナー、講演会等の開催

2015 年 7 月及び 2016 年 2 月の 2 回、文化庁の後援を得て JRRC 著作権セミナーを開催した。参加者数はそれぞれ 500 名と 300 名である。

②メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動

毎月 1 回発行のメールマガジンを、2016 年 1 月より毎月 3 回発行とし、利用者に対するより迅速な情報伝達を行い、著作権知識の普及・啓発活動に努めた。

③利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣

2015 年度は、講習会実施企業・団体合計 14 者、開催回数 21 回、参加者数は合計で 1,170 名となった。

④利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催

2015 年度から新たに JRRC 企業・団体のための著作権基礎講座を開設し、東京地区 4 回、関西地区 2 回の合計 6 回開催し、合計参加者数は 337 名であった。

⑤著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布

2016 年度から使用予定の啓発用パンフレットについて検討を行った。

⑥契約締結促進用ノベルティの製作

契約締結促進用として JRRC ロゴ入り紙袋及びタッチペンを製作した。

⑦ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施

2015 年 4 月 1 日から適用となった新使用料に関し、ホームページでの情報告知を積極的に行った他、経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務器新聞等の各種メディアに対し広告を掲載した。

⑧著作権啓発用小冊子の発行

昨年に引き続き、JRRC メールマガジンで掲載中の半田理事長及び山本顧問弁護士による寄稿文をまとめた小冊子「実務者のためのコラム集Ⅱ」を発行し、契約者及び関係者に寄贈した他、著作権セミナー等の参加者に配布した。

(2)文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

①文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての協力・参加

各地で開催されている著作権セミナーに対し、資料提供等の協力を行った。

②同庁の著作権教育連絡協議会の一員として著作権思想の普及啓発活動への参加

文化庁著作権教育連絡協議会に参加し、他の管理事業者と共に著作権の普及・啓発活動に係る意見交換を行った。

③著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

著作権情報センターの総会・理事会等に参加し、著作権の普及・啓発活動に正会員として協力を行った。

④文化庁主催のセミナー、研修会への講師の派遣

10月に開催されたWIPO(World Intellectual Property Organization)東京特別研修及びCMO(Collect Management Organization)研修において、文化庁の依頼により、瀬尾副理事長がJRRCの紹介と集中管理事業について講演を行った。

2. 調査・研究

10月に開催されたIFRRO(International Federation of Reproduction Rights Organizations)年次総会において、カナダRROからフェアディーリング導入によるカナダ教育出版業界の衰退に関するプレゼンテーションが行われた。

日本でもフェアユースに関する議論が行われる可能性があるため、調査・研究目的でカナダRROのCEO(Chief Executive Officer)に対し詳細の資料の提供を依頼し、JRRC内

部に文書を翻訳して紹介した。

今後、日本でもフェアユースに関する議論が行われる予定であるが、他国導入事例の参考資料として有益な調査資料と思われる。

3. 国際活動への取り組み

(1)国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

8月にIFRROのAPC(Asia Pacific Committee)会議に参加した他、11月にはIFRRO年次総会に参加し、各国著作権管理団体とお互いの著作権管理事業に関して意見交換を行う等、交流を深めた。

(2)文化庁との連携

文化庁国際課の依頼により、7月にベトナム著作権局及びスポーツ・観光省訪問団、10月にWIPO東京特別研修によるアジア5か国の著作権局職員研修団、及び2016年3月にマレーシア著作権局訪問団の受け入れを実施し、各国著作権局担当者との意見交換を通じ、各国における著作権制度の現状及び著作権管理事業の現状について理解を深めた他、JRRCの集中管理事業について説明を行った。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

2015年度は協議会が未開催であった。

III 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2015年度は、契約者及び一般からの著作物の複写利用に関する電話による問い合わせが966件(前年度2099件)、電子メールによる問い合わせが4,431件(前年度2281件)の合計5,387件の問い合わせがあった。

これは、2014年度の合計4,380件に比較して23%(1007件)の増加となった。

電話による問い合わせが減少してメールによる問い合わせが増加した原因は、オンラインでの契約システム稼働が軌道に乗り、契約者がシステムに慣れてきたことによる電話での問い合わせ減や、ホームページでの様々な情報告知に対する利用者側のレスポンスが大幅に増加したことによると思われる。

これらの問い合わせに対し、複写利用のための他管理団体の案内を含めた権利処理方法、JRRCとの著作物複写利用許諾契約締結の手続き、JRRC主催の各種行事案内等についての説明や申込受付、質問に対する回答を行なう等、著作権に関する周知・助言・啓発活動を行った。

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上